介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山

(介護予防) 訪問リハビリテーションに関する重要事項説明書

(令和 5年 10月 1日現在)

1 事業所概要

- (1) 事業所名称及び事業所番号
 - 事業所名 介護老人保健施設ナーシングプラザ流山
 - 所在地 〒270-0144 千葉県流山市前ヶ崎248-1
 - 電話番号 04-7145-0111
 - FAX 番号 04-7145-0109
 - 代表者名 中村 康彦
 - 管理者名 齋藤 嘉紀
 - 事業所番号1252380012

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的

• 介護保険法令に従って、利用者またはその家族が、可能な限り快適な日常生活を 営むことができるように、利用者に応じた訪問リハビリテーションサービスを提 供します。

運営方針

- 事業の実施に当たっては、要介護者の意見及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 指定訪問リハビリテーション事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の居宅において理学療法、作業療法又は、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことによって、要介護者の心身の機能維持回復を図るものとする。
- 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者、包括支援センター等並びにその他の保険 医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

従業者の職種	常勤(人)	非常勤(人)	職務の内容
管理者	1		管理 (兼務)
理学療法士	2		訪問リハビリテーション(兼務)
作業療法士	1. 1		訪問リハビリテーション(兼務)
言語聴覚士	0. 1		訪問リハビリテーション(兼務)

2 サービス内容

病気やけが、老化などにより、心身に何らかの障害を持ったまたはその恐れのある方に対し、理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士が日常生活の自立や主体性のあるその人らしい生活の再構築および質の向上を目指します。

日常生活動作訓練	生活内の動作(身辺処理)がうまくできない、またはお困りの
	方に対し、ご自分でどの程度動作が行えるのか、どの程度介
	助を要するのかを見せていただき、練習を行います。また、
	動作方法の指導やアドバイスを行い、安全に無理なく、身の
	回りの動作が自立して行えるよう支援いたします。
コミュニケーション方法の	意思の疎通がうまく図れない方に対するコミュニケーション
指導とアドバイス	方法の指導やご家族へのアドバイスを行います。
	介助をする側・される側の両者が安心して自宅での生活を送
家族指導	れるよう、介護及び介助が必要な方のご家族・介助者に対し
水灰相等	アドバイスを行います。効率的かつ安全に支援が行えるよう、
	具体的・実用的な介護・介助法の指導を行います。
身体調整	個人的な身体状況に合わせ、身体への直接的介入(関節可動
	域練習等)または間接的介入(自主トレーニングメニューの
	作成等)により、心身の機能が維持できるよう指導およびア
	ドバイスを行います。
	「できるところは自分で、できないところは他の手段を用い
福祉用具・自助具の選定と	て」の考えの下に、福祉用具や自助具など、その人の状況に
導入	合った用具・道具を選定し、使用方法の指導、フォローアッ
	プを行います。
	手すりの取り付け、段差の解消、トイレ・浴槽の改修など、
家屋改修支援	住みよい環境づくりに向け、ご自身の希望や身体状況に合わ
	せた家屋環境のアドバイス・支援を行います。
食事場面での指導とアドバ	食事場面での安全な食べ方の指導、ご家族への介助方法のア
イス	ドバイスを行います。

3 営業日および営業時間

- 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日を含むものとする。) ただし、12月31日から1月3日までは除く。
- 営業時間 9時00分から17時30分までとする。
- * 交通事情や気象状況もしくは従業者のやむを得ない事情等により、時間の変更や休業とさせていただくことがございます。その場合には、速やかにご連絡をいたします。

4 事業の実施地域

実施地域は当施設を中心とした以下の地域とする。

本体事業所

流山市では 東初石・若葉台・上貝塚・西初石・桐ケ谷・大畔・下花輪・西柏台・ おおたかの森北・おおたかの森南・おおたかの森東・おおたかの森西・ 美田・十太夫・駒木・後平井・前平井・平和台・中・加・西平井・ 流山南・流山・木・三輪野山・市野谷・古間木・思井・宮園・鰭ヶ崎・ 芝崎・長崎・野々下・前ヶ崎・名都借・西松ヶ丘・松ヶ丘・向小金

松戸市では 横須賀・七右衛門新田・新松戸北・新松戸・新松戸南・大金平・大谷口・中金杉・幸田・平賀・東平賀・殿平賀・小金・小金きよしヶ丘・ 小金清志町・小金常総町・幸谷・二ツ木・三ヶ月・久保平賀・根木内・ 小金原・主水新田・旭町・西馬橋・馬橋・八ヶ崎・栗ヶ沢

柏市では 豊四季・豊上町・明原・豊四季台・末広町・旭町・泉町・中央・新富町・ 豊平町・吉野沢・富里・若葉町・南柏・豊町・緑ヶ丘・日立台・名戸ヶ谷・ 永楽町・今谷上町・今谷南町・豊住・新柏・中原・つくしが丘・中新宿・ 東中新宿・光ヶ丘・東山・西山・酒井根・高田・松ヶ崎・大山台・篠籠田・ 西町・青葉台

5 費用について

(1) 利用料金

契約書別紙

- * 上記金額に単位数単価(1単位=10.33円)が乗算さます。
- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス差額の払い戻しを受けることができます。
- * 介護報酬の改定により変動が合った場合は、改定後の料金に準じます。

(2) 交通費

当事業所、運営規定第7条により、以下の通り交通費の実費を徴収いたします。 <運営規定 第7条>

指定訪問リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証に応じた額とする。

尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常事業の実施地域を超えた地点から (片道)	1回の料金
~ 2 km未満	0円
2~ 6 km未満	200円
6~1 1 km未満	300円
1 1 ~ 1 6 km未満	400円
16~21km未満	500円
2 1 ~ 2 6 km未満	600円
26~30㎞未満	700円
3 0 km以上	5kmあたり100円加算

- (3) その他 下記の費用については利用者負担となります。
 - サービスに必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用。
 - 必要に応じて自助具を作成した場合の材料費(実費)。

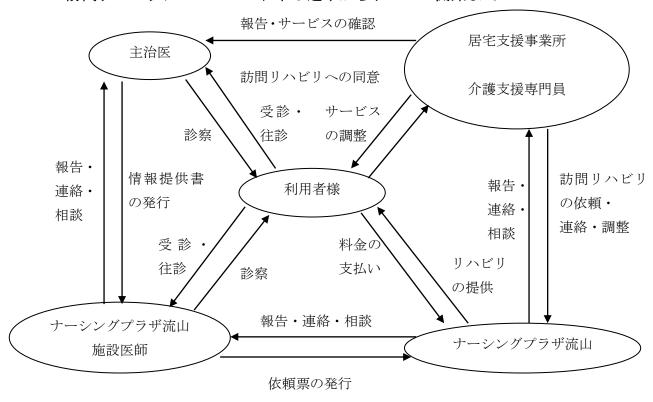
*保険証の変更等ございましたら直ちにご連絡ください。

(4) 料金のお支払いについて

<介護保険ご利用の場合>

毎月末月締めで翌月の10日までに請求書(請求書兼領収書)を発行し後日お渡しいたします。お支払いについては契約時に選択していただいたお支払い方法で、翌月の末日までに、お支払いをお願いいたします。事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し受領証を発行します。次回ご利用時に領収書をお渡し致します。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

6 訪問リハビリテーションのお申し込みからサービス開始まで



訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリテーションスタッフが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方のリハビリテーションを行うサービスです。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながらリハビリテーションを実施致します。

訪問リハビリテーションを利用する場合は、主治医による情報提供と当施設医の診察・依頼が必要となります。

*言語聴覚療法における摂食・嚥下リハビリテーションについて

事前調査での摂食・嚥下機能評価、および摂食・嚥下リハビリテーションを実施するに当たり、ムセや誤嚥性肺炎が起こる可能性があります。この場合、主治医の指示のもと、言語聴覚士が吸引措置を行えますが、利用者様の状態によっては、誤嚥等のリスクが考えられるため、別紙「同意書」を取り交わした上で、摂食・嚥下リハビリテーションを実施させて頂きます。

7 訪問リハビリテーションの利用について

(1) 利用開始

- 訪問リハビリテーションは主治医による情報提供書に基づく当施設医師の「訪問 リハビリテーション依頼票」に基づいて開始されます。依頼票の有効期間は原則 3ヶ月となっております。
- 「訪問リハビリテーション計画書」を作成・提示し、同意を得た上でサービスの提供を開始します。また、毎月「訪問リハビリテーション経過報告書」を作成し、リハビリテーション内容等を主治医に報告します。

(2) 内容

• 指示書・ケアプランに基づき、運動などによる機能練習、日常生活動作練習 など、ご本人の能力・在宅に合わせて実施していきます。

(3) サービスの終了

- 利用者さまのご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ▶ 利用者が他の介護保険施設へ入所したとき。
- ▶ 利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになったとき。
- ▶ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当 (自立)と認定された場合
- ▶ 利用者がお亡くなりになった場合

その他

- ▶ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖した場合、利用者、または身元引受人は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ▶ 利用者及び身元引受人が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 ご利用にあたってのお願い

- 保険証等を確認させて頂きます。これらの書類について変更が生じた場合は、 必ずお知らせください。
- 訪問した際に印鑑のご用意をよろしくお願い致します。
- やむを得ず訪問の予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡を お願い致します。

9 その他

- 当事業所は実習指定施設となっております(リハビリ実習生等)ので、同行 訪問することがあります。
- 訪問時には、お茶やお菓子等はお断りしておりますので、ご了承ください。

10 個人情報の保護について(別紙2参照)

11 虐待防止のための措置に関する事項

- 事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置 を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④ 上記3項に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

12 業務継続計画の策定に関する事項・BCP

- 事業者は感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期に業務の再開を図り、利用者に対して(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を継続的なものにするため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は従業者に対して業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うもの とする。

13 感染症対策について

- 事業者は事業所内の感染症の予防及びまん延防止対策として次に掲げる措置を 講ずるものとする。
 - ▶ 事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会を、 おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に対 して周知徹底を図る。

※社会状況によっては適宜開催

- ▶ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ▶ 事業者は従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練を定期的に実施する。

14 相談窓口(施設への意見、要望など)

- 担当窓口 TEL 04-7145-0111
- 担当者 リハビリテーション科 齋藤 嘉紀 相談室 矢口 徹

相談時間 月~土 8:30~17:30

- 直接、以下の相談窓口へ申し出ることもできます。
 - ➤ 流山市役所 介護支援課 TEL 04-7150-6531 (直通)
 - ➤ 千葉県国民健康保険団体連合会苦情係 TEL 043-254-7404 (直通)
 - ➤ 千葉県運営適正化委員会 TEL 043-246-0294 (直通)

15 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救 急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連 絡をいたします。

	病院名						
主治医	及び						
	所在地						
	主治医氏名						
	電話番号						
緊急時連絡先	(家族等)	氏》	名(続柄)			()
		住所	折				

電話番号

^{*}変更の場合は、速やかにご連絡下さい。

診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、ご利用者さんへの説明と納得に基づくご利用および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

診療情報の提供

◆ご自身の利用やケアプランについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、担当ケアマネまたは相 談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、**特別の手続きは必要ありません**。

診療情報の開示

◆ご自身の療養記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、担当ケアマネまたは相談員に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を同定できる情報を言います。
- ◆当施設が保有する個人情報(療養記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。担当看護師にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

- ◆個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆療養のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。**詳細は別表に記載します**。

ご希望の確認と変更

- ◆身体上または宗教上の理由等で、療養に関して特別の制限やご希望がある方はお申し出下さい。
- ◆慶事(祝誕生日等)該当者や各種作品製作(創作)者の氏名の紹介を望まない方はお申し出下さい。
- ◆氏名の呼び出しや、療養室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。 ただし、事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいです。
- ◆電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。
- ◆一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

相談窓口

◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。 個人情報保護相談窓口 支援相談室 矢口 徹 事務長代行 黒須 健嗣

別表:通常の業務で想定される個人情報の利用目的

【利用者様等への医療の提供に必要な利用目的】

〔当施設での利用〕

- ・当施設で利用者様等(検診・健診・を含む)に提供する療養
- 介護保険事務
- ・利用者様に係る管理運営業務のうち、
 - 入退所等の療養棟管理
 - -会計・経理
 - –質向上・安全確保・療養事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - -利用者様等への療養サービスの向上

[他の事業者等への情報提供]

- ・当施設が利用者様等に提供する療養のうち、
 - ー他の老健施設、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - -他の医療機関等からの照会への回答
 - 利用者様等の療養等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - -検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - -家族等への療養状況説明
- 介護保険事務のうち、
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療、介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第3者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

[当施設での利用]

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究
 - -利用者様への満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

[学会・医学誌等への発表]

・特定の利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、 生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - 外部監査機関への情報提供
 - 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との 連携(サービス担当者会議等)、照会への回答

当事業者は 契約書及び重要事項説明書に基づいて 訪問リハビリテーションのサービ

ヨ事業有り ス内容及び <u>1</u>					こをついて、	的間リハヒ	リナーション	000
令和	:	年	月	日				
事業者								
1	主所		千	葉児	! 流山市前	「ヶ崎24	18 - 1	
<u> </u>	事業所名	名	介	護老	6人保健施	設ナーシ	/ングプラ	ザ流山
Ī	事業所都	番号	1	2 5	2 3 8 0	0 1 2		
₹	理事長々	各	中	村	康彦			
1	代表者《	各	小	舛	修三		印	
Ē	説明者		職	名	1			
			氏	名	1			
私は、製 ービス内容						訪問リハ	ビリテーショ	ョンのサ
本	人		住	所	Í			
			氏	名	1			
身	元引受	人	住	序	Î			
			氏	名	1			